令和８年度福島県高付加価値産地展開支援事業

第１回公募要領

令和８年１１月９日
福島県農林水産部農業振興課

第１　趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。以下「被災12市町村」という。）の営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の営農再開意欲を高めていくことが喫緊の課題であり、農産物を生産すれば販売できる環境の形成が不可欠となっています。

このため、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）に基づき、市町村を越えて広域的に農産物生産と流通・加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値生産を展開する産地の創出に必要な取組を本事業により支援します。

第２　対象事業

福島県高付加価値産地協議会が作成した高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）に沿った以下の取組が対象となります。

高付加価値産地の創出に向けて、拠点事業者（※）への生産物の供給体制の構築及び拠点事業者による生産体制の強化等を図るための取組（下記（１）、（２））を支援します。各事業の詳細は、交付等要綱別記４の３を御確認ください。

（１）省力かつ稼げる生産体系構築に向けたモデル実証
（２）被災地域における人材確保・育成
（※）加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者

第３　応募者の資格等

以下に主なメニューの実施主体を記載しますが、詳しくは、交付等要綱別表１のⅢを御確認ください。

（１）省力かつ稼げる生産体系構築に向けたモデル実証
・農業協同組合
・協議会
・コンソーシアム
（２）被災地域における人材確保・育成

（１）と同じ

第４ 事業実施計画の目標等

（１）成果目標の基準

被災１２市町村において、拠点事業者を核とした産地の創出に係る取組を実施することにより、農業者の営農再開を後押しし、営農再開の加速化に資するものであることとします。

（例：拠点事業者と結び付いた農産物の作付面積拡大や生産量増加）

（２）実施期間

単年度とします。（事業は令和８年度内に完了すること。）

（３）目標年度

原則として令和１２年度とします。

第５ 補助率等

（１）補助率

定額補助

（２）補助対象経費

メニューごとに補助対象となる経費が定められています。詳しくは交付等要綱別記４の５を御確認ください。

第６ 応募方法等

１ 応募に当たっての留意点

応募事業は、産地計画に沿った内容であることや、拠点事業者と結びついた取組であること等の要件がありますので、応募に当たっては、事前に福島県農業振興課に御相談ください。御相談は電子メールでお願いします。

福島県農業振興課　電子メール：nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

※電子メールの件名を「福島県高付加価値産地展開支援事業の問合せ」としてください。

２ 応募書類

以下の資料について提出期限内に提出してください。

また、必要に応じて追加資料の提出依頼やヒアリングを行うことがあります。

・応募申請書（別紙様式１）

・事業実施計画書（交付等要綱別紙様式１号）
※別途、審査に必要な書類等の提出を求める場合があります。

３　応募期間

令和８年１１月９日（月）～１１月２０日（金）17 時 00 分（必着）

４　応募方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

（１）電子メールで提出する場合

件名を「福島県高付加価値産地展開支援事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載の上、下記アドレスへ送信願います。

アドレス：nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

（２）郵送で申請書類を提出する場合

２部（正１部、副１部）を１つの封筒に入れ、「福島県高付加価値産地展開支援事業」と表に朱書きをして下記提出先へ郵送してください。なお、提出書類は返却いたしません。

応募書類の提出先：960-8760 福島市杉妻町 2 番 16 号　　福島県 農業振興課 行

第７　事業実施計画の承認

東北農政局との協議を経て、予算の範囲内で事業実施計画を承認します。計画承認後、補助金の交付手続きとなります。

＜応募から補助金交付決定までのフロー＞

応募（１１／２０まで）

⇩

県と東北農政局との協議

⇩

計画承認

⇩

補助金交付申請

⇩

補助金交付決定